

原発被災者救済と 蒲田法律相談センター

当職にとっての今年度の重点課題は、選挙当時の所信のとおり第一に東日本大震災とりわけ福島原発被災者の早期の実効的被害回復、第二に若手を中心とする弁護士業務基盤の拡充強化である。

福島原発被災者の 早期の実効的被害回復

このうち第一の課題については、理事者としては古川筆頭と山田副会長との三人体制であっており、7月6日の東北弁連大会におけるシンポジウム「原子力発電と核燃料サイクルの廃止に向けて」において放射能の恐ろしさを再認識させられ、7月7日には仙台弁護士会において震災ADRの取り組みについて懇談会を持ち、翌8日には「福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター」を訪れ、現地の実情を確認してきた。原発の被災者救済については、東京電力の対応に大きな問題が指摘されており、また、原発ADRの機能不全と相まってその迅速・十分・実効的な被害回復はまさに急務と言わなければならない。今年の夏期合同研究の全体討議でもこの問題が取り上げられているが、今般の東京電力の実質国有化により、これらの問題点が大きく改善される方向で努力したい。

蒲田法律相談センター

また、第二の課題については現在城南の蒲田地区に当会の法律相談センターを開設する準備を急ピッチで進めているところである。その概要は夜間相談の常設、土日の開設、電話ガイド担当者が面接相談を経由する形での直接受任、紹介機能の重視、専門相談の充実、中小企業センターの試み、若手支援のさまざまな取り組み（面接相談の傍聴・電話ガイドのモニタリング・

副会長 大西 英敏 (38期)

主な担当業務

法律相談、弁護士紹介、東相協、消費者、外国人、憲法問題、法制、紛争解決、住宅紛争、労働法制、弁護士業務改革、弁護士業務妨害



共同受任を可能とする・予約による執務室の提供)、無料相談の拡充などである。さらに蒲田法律相談センターに限られないが警察署との生活安全・DV事案との連携強化も模索しているところである。減少を続ける法律相談件数問題についての新たな試みが成功することを願ってやまない。

怒らないとの公約は守られているのか？

さて、当職は本誌4月号において、怒らないことを目標の一つにしたが、これは自分としては今のところ守られていると思っている。ところが、他の理事者は当初自分については大丈夫だなどと言っていたが、最近の理事者室では時々厳しい言動がなされており、温厚な斎藤会長も理事者会では時々厳しい言葉を発することもあるほどである。各理事者も就任時の緊張も緩み、季節的にも疲れも溜まりつつある。またこれから秋にかけて日弁連や当会の行事も立て込んできており、この公約が守り通せるかがやはり最大の課題であろうか？

この関係で東弁職員についての見方が理事者就任前後で変わったかと問われるとやはり大きく変わったといえる。昨年度までは、委員会関連での職員とのやり取りであったが、4月からは決裁を求められる立場だからである。理事者室から見た東弁職員はまさに理事者の補佐として、頼りになる存在であり、また、理事者の盾でもある。しかし、他方で、時々東弁の伝統なのかややおらかな仕事ぶりもあって、理事者が気を揉むこともあり、前記の通り理事者室にときには厳しい言葉が飛び交うことになるのである。来年の3月にはいつも和やかな理事者室になっていることを希望する次第である。